平成２３年（フ）第７８７号
静岡県藤枝市東町８番40号　イーストニュータウンＢ―102号
破産者　小松　裕幸
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８１６号
静岡県焼津市柳新屋282番地の１　サンライズ西焼津103号
破産者　深見　　旭
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７０号
三重県名張市すずらん台西３番町196番地
破産者　廣澤　弘子
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第８８０８号
大阪府豊中市東寺内町12番12―803号、開始決定時の住所大阪府吹田市江坂町１丁目22番26号
破産者　山田　剛司
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０６６号
大阪府茨木市南春日丘２丁目６番５号
破産者　村田　照夫
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０１８号
大阪府東大阪市御厨栄町１丁目２番４―205号
破産者　籔中　祐子
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３７９号
大阪府吹田市豊津町17番19―301号
破産者　泉　　信明
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４２５号
大阪府守口市大久保町１丁目４番９号
破産者　前田　拓也
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６５号
大阪府富田林市寿町４丁目７番37号　301、開始決定時の住所大阪府富田林市寿町２丁目10番35―606号
破産者　西宮ゆかり
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７４５号
堺市美原区平野74―１　岸埜マンション302、開始決定時の住所大阪府河内長野市小山田町1492番地の15
破産者　金田次郎こと　金　　次郎
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９３４号
大阪府藤井寺市川北２丁目４番29号、前住所奈良市大宮町３丁目１番24―711号
破産者　越智　峰二
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３２１号
大阪府松原市西大塚１丁目４番38号
破産者　ミートショップユカワこと　湯川　香苗
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７２６号
広島県廿日市市串戸６丁目６番34号
破産者　ナガイ建築事務所こと　永井　久雄
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８１３号
広島市南区宇品神田１丁目３番７―101号
破産者　西京　朱見
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９０６号
広島市佐伯区美鈴が丘南３丁目３番14号
破産者　金田加代子
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９１９号
広島県安芸郡海田町三迫１丁目18番６号
破産者　大野　清藏
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３４号
福岡県久留米市宮ノ陣１丁目11番3206号、旧住所福岡県久留米市高良内町７番地９
破産者　青木ふとん店こと　青木　　昇
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１７８号
青森県八戸市大字鮫町字鮫15番地２、前住所青森県八戸市大字白銀町字八森23番地６
破産者　中里　ミチ
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１９９号
青森県八戸市吹上１丁目４番33号、前住所青森県八戸市是川３丁目５番地２
破産者　尾嵜　節子
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係